

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

スポーツによる持続可能なまちづくりプロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県太田市

3 地域再生計画の区域

群馬県太田市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

太田市は、製造品出荷額が2兆9375億円（平成30年工業統計調査）と全国12位の水準であり、輸送用機器を中心とした製造業の分野において北関東随一の工業都市としての地位を築いており、雇用の場が充実していることから、昼間人口が夜間人口を約7%上回り、夜間人口1人当たりの雇用者所得も比較的高い状況にある。

そのような産業構造の中、本市の地域住民消費額は年間5,890億円なのに対し、地域内消費額が年間4,826億円となっており、約1,064億円もの消費流出となっている。消費の流出率は約22%と、県（約8.9%）や人口同規模地域の平均（+1.2%流入）と比較しても非常に大きな状況となっており、域内消費の拡大は、喫緊の課題である。

主な要因としては、観光消費額の少なさが挙げられる。太田市の平成29年度の観光客数は約325万人であるが、一人あたり観光消費額は約1,530円と県平均約2,940円を大きく下回っている。また、昼間人口一人当たりの消費額は、全国平均、群馬県、人口同規模地域と比較すると最も低い水準となっている。これは、まちを訪れた人の市内滞在時間が短いことや労働のみに来市していることを表しており、観光資源の魅力の乏しさと、労働以外の魅力の乏しさを裏付けるものであ

る。

これらを解消していくためには、周辺地域に存在せず、他市町と競合しない、消費を呼び込む核となる拠点が必要であると考ええる。

そのような中、国の第2期まち・ひと・しごと総合戦略における、「スポーツ・健康まちづくり」において、スタジアム・アリーナなどの集客力を有する施設を地域資源と捉え、施設に関わる多様な主体が一体となってスタジアム・アリーナを核としたまちづくりに対する支援方針が示されているが、本市が位置する両毛都市圏には、プロスポーツを恒常的に開催できる施設が存在しない。これらを実現する拠点施設を整備し、地域が一体となったまちづくりが実現すれば、本市の地域内消費の拡大に向けた起爆剤となる可能性がある。

また、本市は令和元年10月12日の台風19号では浸水想定区域にある市内南部の避難所の代替避難所として太田市運動公園内の市民体育館を活用する予定であったが、収容人数や雨漏り等による館内一部使用不可により、避難所対応にも課題を残しており、災害面においても、拠点施設の整備は地域の課題解決に大きく資するものである。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本事業は、「企業版ふるさと納税」の寄附と民間の知恵を活用しながら、新たに太田市運動公園内にアリーナ（体育館）を建設し、市内外の利用者の拡充を図るとともに、スポーツに関する既存の取組や観光事業、シティプロモーション事業と連携することで相乗効果を発揮し、交流人口、関係人口の増を図り、低迷している地域内消費額（観光消費額）の拡大を目指すものである。

【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
来館者数（人）	113,423	0	0
施設使用料収入（円）	7,245,822	0	0
太田駅乗降者数（1日平均）（人）	11,789	0	0

市内観光消費額（千円）	4,985,800	0	0
-------------	-----------	---	---

2022年度増加分 3年目	2023年度増加分 4年目	2024年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
20,000	30,000	40,000	90,000
4,000,000	5,000,000	6,000,000	15,000,000
30	40	50	120
300,000	300,000	400,000	1,000,000

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

スポーツによる持続可能なまちづくりプロジェクト

③ 事業の内容

本事業は、企業版ふるさと納税制度による寄附（総額30億円、交付金対象事業には、うち5千万円を充当）を活用し、地域の域内消費拡大に向けた拠点施設を整備するものである。

具体的には、バスケットボールやバレーボール、フットサル、卓球などプロスポーツや音楽イベントなど興業が開催可能な5,000人を収容できるアリーナ（体育館）を整備し、プロチームの誘致を実現することで、恒常的に域内消費を呼び込む環境を整備する。その結果、当該施設は、定期的に数千人の人々を集める集客施設となり、飲食、宿泊、観光等周辺産業へ経済波及効果や雇用創出効果を生み出す地域活性化の起爆剤となる。また、市内外の多くの人々がスポーツを通じて交流することを通して、さらなる交流人口の増加や人材育成などに繋げ、まちの持続的な賑わいを醸成し

、経済活動のさらなる活性化を図る。

当該施設は、スポーツイベント以外でもe-スポーツ関連や音楽イベント（コンサート）、民間企業との協働による企業マッチングフェアの定期的な開催等も併せて行っていくことで、趣味趣向による賑わいだけではなく、ビジネスを通じた交流も図っていく。さらに、災害対応として備蓄品等を充実させ当該施設を避難所拠点とすることで、近年増加する大規模災害にも対応できる施設としての機能も盛り込む。

なお、本事業は本市にとって大型プロジェクトであるため、官民連携手法の検討のみならず、市民、スポーツ関係団体等ときめ細かなコンセンサスをとっていく必要がある。特に初年度は、民間との連携手法を模索すべくサウンディング型市場調査等を行い、整備手法等を固め、さらに、市民が使い易くかつ稼げる施設となるよう運営等に関するワークショップを複数回開催していく必要があることから、複数年にわたる事業期間の確保が必要不可欠である。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

企業版ふるさと納税制度により、建設費用の約半額を賄う総額30億円の寄附（交付対象事業には5千万円を充当）が見込まれ、他に例を見ない規模の民間資金の活用を図る。

また、アリーナ施設を運営するに当たっては、一般の施設利用料の他、「観る」ためのアリーナ施設の特徴であるプロスポーツ興行による利用料や、音楽コンサートやコンベンション等の文化イベント興行の利用料、法人や富裕層を対象としたVIPルーム・VIPシートの複数年契約料、広告料、ネーミングライツ料等により収益を上げ、ランニングコストを賄う自主財源とする。

特に、プロスポーツ興行では、本施設をホームとするプロスポーツチームを誘致することで、恒常的な利用料収入を確保する。具体的には、国内での競技者が63万人（男女総計）で競技別第2位の競技人口を誇るとともに、他競技と比べ若者や女性の支持率が高く、また2015年にプロ

リーグ「Bリーグ」が新たに設立されるなど今後の成長が期待されるバスケットボールに着目し、誘致したプロチームのファンコンテンツを充実させるなど、市内外にファン層を拡大していくことで、安定した興行収入を獲得する。

スポーツ興行や文化イベント興行による利用料は1日当たり1百万円ほどの設定を想定し、Bリーグのホームゲーム数（年間20～30試合）や音楽コンサートコンサート等（5回×2日間程度）の興行数を踏まえると年間4千万円ほどの利用料が見込める。また、複数年契約による1億円程度のネーミングライツ使用料や、地元の中核企業である(株)SUBARU等からの広告収入やVIPシート契約収入等で年間1千万円ほどが見込まれるとともに、市のシティプロモーション事業などと連動させ本施設の広告的価値を高めることで、広告収入の増加につなげる。

また、周辺地域での物販や飲食、宿泊施設の利用増による税収増、また、スポーツ選手や関係者等の定住化による人の還流などの波及効果も期待できる。

さらに、プロスポーツ興行等のノウハウを持つ民間企業と連携した人材育成による人件費の抑制や、興行による収益確保に実績のある企業・団体等に指定管理を行うことで運営経費の抑制も図り、自立した施設運営とする。

【官民協働】

施設整備については、30億円（交付対象事業には5千万円を充当）という企業版ふるさと納税制度を活用した企業からの寄附を活用し、官民連携体制をこれまでになく強力に構築しながら事業を推進する。また、施設稼働率を上げる手法や興行手法、さらにはマーケティングなどについても、民間企業の知見を得て整備運営を行っていく。

さらに、ソフト面においては、プロスポーツチームのホームタウン化に向けた基盤整備、各種プロスポーツリーグの誘致、イベント、コンサート等の興行関連事業等を民間との協働により充実したものとしていく。

人財育成面では、太田スポーツアカデミーや市内各種スポーツ競技団
体で育成したジュニアを大東文化大学スポーツ・健康科学部の協力を経
てプロで活躍できる選手として育てていくとともに、子供たちへの「夢
」を付与していく。

プロモーション事業としては、おおたシティプロモーション事業とし
て参画している企業と協働し、駅前の美術館図書館を活用した新施設で
行われる各種イベント（スポーツ、コンサート等含む）のPRコラボ事
業の展開、また、市民ライターとの連携による情報発信などを行い、市
内の回遊性を高め、地域経済の活性化を図っていく。

さらに、令和2年度～3年度に設立予定の地域運営会社（都内企業か
らの出資、人材拠出）と協力し、地元商店・中小企業や地元大学（関東
学園大学）、商工会議所、地元金融機関（群馬銀行、桐生信用金庫）な
どの事業者と太田市でコンソーシアムを設立し、民泊の開拓やきめ細や
かな輸送手段の確保などの新規事業を立ち上げることで、当該施設を核
とした地域活性化を行い、併せて雇用の促進に繋げる。

【政策間連携】

令和元年10月に発生した台風19号では、本市においても浸水等の被害
が発生しており、特に利根川流域である市南部の浸水想定エリアにとっ
て拠点となる避難所の必要性が明らかとなった。市中心部と市南部の中
間地点に位置することとなる本施設に拠点避難所としての防災機能を付
加することにより、市の災害対応能力を高めることができる。

本施設を拠点に集客性の高いプロスポーツ等を誘致することは、市の
新たなファンコンテンツの獲得につながり、地方創生推進交付金を活用
して現在取り組んでいる「市民参画×リブランディングによるものづく
りの街・太田プロモーション事業」との親和性も高い。本施設をシティ
プロモーションにおける中核施設の一つとして位置づけ、施設を情報ハ
ブに、市のシティプロモーション情報のワンストップ化を図ることで、
利用者が本施設で実施するイベント以外の情報にも接する機会を増やし
、施設整備の効果を市全体に広げていく。

【地域間連携】

群馬県が、県中央エリアと東部エリアを結ぶ新たな公共交通ネットワークとして「東毛広域幹線道路BRT構想」（2021年度BRT運行開始予定）を策定しており、本施設予定地の間近にも停車駅ができる。このように新たな公共交通ネットワークが構築されることで、施設整備の核となる「観るスポーツ」の集客確保の実効性が増すとともに、本施設が起爆剤となり県内の人口交流を活性化させる。また、県内交流が活性化することで、新たな地域間連携の可能性が芽生え、さらなる好循環を生み出すことができる。

また、群馬県東部エリアと栃木県南西部エリアの市町で両毛広域都市圏総合整備推進協議会を構成しており、これまでも各種地域活性化イベントを連携開催しているが、本事業により構成都市圏にこれまでなかった規模のアリーナ施設を整備することで、本施設を核とした新たなイベントを検討する。また、協議会ホームページ「meets RYOMO」を活用し、県域を越えたPR展開を図る。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

産学金で構成された外部組織により、事業の進捗状況およびKPIの実績値を毎年度末に検証し、PDCAサイクルによる事業の見直しを図る。

【外部組織の参画者】

産：（仮称）コンソーシアムおおた構成メンバー（商工会議所、飲食店組合、旅館業協同組合、まちづくり会社等）

学：大東文化大学スポーツ学部、関東学園大学地方創生研究所

金：桐生信用金庫、群馬銀行

他：自分ごと化会議委員

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 2,005,025千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) ジュニアスポーツ振興事業

ア 事業概要

総合型地域スポーツクラブである「おおたスポーツアカデミー」と中学校の部活動、地域のスポーツクラブ等の連携を図ることで、子供たちがスポーツに接するプログラムを継続的に提供し、ジュニアスポーツ競技人口の拡大を図るとともに、子供を通じて親世代も巻きこんだ事業展開とすることで、市のスポーツ人口の底上げを図る。

イ 事業実施主体

群馬県太田市

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

(2) JOC連携事業

ア 事業概要

2020東京オリンピック・パラリンピックの開催により高まったスポーツへの関心や機運を活用するべく、日本オリンピック委員会（JOC）と平成28年5月に締結した「JOCパートナー都市協定」等に基づき、日本トップレベルの各種スポーツ大会の誘致や、世界で活躍するアスリー

トを招いた交流事業等を継続実施することで、市内のスポーツ振興を図るとともに、市外からも各種目のファンをはじめとしたスポーツ人口を呼び込み交流人口の獲得につなげる。

イ 事業実施主体

群馬県太田市

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。